嘉麻市立図書館資料団体貸出要綱

【平成20年教育委員会要綱第4号】

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、嘉麻市立図書館管理運営規則(平成18年嘉麻市教育委員会規則第29号)第11条に規定する図書館資料の団体への貸出し(以下「団体貸出」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (団体貸出の対象)
- 第2条 団体貸出の対象となる団体は、市内を活動の拠点とし、図書館資料 の利用により、その団体の活動に多大の効果が見込まれ、かつ、その利用 の継続性が見込まれる次に掲げる団体とする。
 - (1) 小学校、中学校、幼稚園、保育所(園)、福祉施設及び学童施設
 - (2) 市内を活動の範囲としているボランティア関係団体等
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、図書館長(以下「館長」という。)が適当と認める団体

(団体貸出の登録等)

- 第3条 団体貸出を受けようとする団体の代表者は、図書館カード申込書(団体用) (様式第1号。以下「申込書」という。)を館長に提出し、登録を受け、図書館カードの交付を受けなければならない。なお、申込書を提出する際は、本人が確認できる書類(自動車運転免許証、身分証明書又はこれらに類すもの)を提示しなければならない。
- 2 申込書の記載事項に変更があったとき又は図書館カードを破損し、若しくは紛失したときは、図書館カード変更申込書(団体用)(様式第2号) を直ちに館長に届け出なければならない。
- 3 図書館カードは他の団体に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 図書館カードが図書館カードの交付を受けた者(以下「登録者」という。) 以外に使用され、損害が生じた場合は、登録者が責任を負う。

(団体貸出数及び貸出期間)

第4条 団体貸出数及び貸出期間は、次の表のとおりとする。

団体の種類	図書館資料の種類	貸出数	貸出期間		
小学校各学級を	<u></u>	合わせて200冊			
除く全団体	図書	以内	60日以内		
小学校各学級	図書	50冊以内			
	録音資料	3点以内			
全団体	紙芝居用舞台	1台	30日以内		
工口件	大型絵本と大型紙 芝居	合わせて6冊以内	0 0 H W 1,1		

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成20年9月2日から施行する。

附 則 (平成25年教育委員会要綱第3号) この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

図書館カード申込書(団体用)

太枠の	中を	ご記入	<	だ	さ	٧١ _°

年 月 日

利用者番号				団体名	フリガナ	
 住 所	₹			電話番号	_	_
L //I				FAX 番号	Ι	_

代表者名	フリガナ	生年月日	年 月 日
住所	₸	電話番号	
		携帯番号	
旧利用者番号		再発行年月日	年 月 日

※代理で申請する場合は以下の欄を記入してください

代理人氏名	フリガナ	生年月日	年	月	日
住所	〒	電話番号	_	_	
14 171	1生 別	携帯番号	_	_	
		代表者との 関係			

事務用チェック欄

入力確認	受付	担当

様式第2号(第3条関係)

図書館カード変更申込書(団体用)

太枠の	中を	ご記入	<	だ	さい	`
X 1+ V/	. 1		. \	/ _	C V	

年 月 日

利用者番号				団体名	フリガナ	
住所	〒			電話番号	_	
L. //				FAX 番号	_	_

代表者名	フリガナ	生年月日	年 月 日
住所	₸	電話番号	
		携帯番号	
旧利用者番号		再発行年 月 日	年 月 日

※代理で申請する場合は以下の欄を記入してください

代理人氏名	フリガナ	生年月日	年	月	П
住所	₸	電話番号	_	_	
14. 791		携带番号	_	_	
		代表者との 関係			

事務用チェック欄

図書館名 山 稲 碓 嘉	区 変更・破損・約	份失 受付担当 受付担当
--------------	-----------	---------------------